

時代の泉州港・廣東港

元代の泉州港・廣東港 — 外国貿易管理手続きを中心として —

千須和富士夫

(港湾経済研究所)

目 次

1. 元朝の貿易政策の特徴
2. 貿易管理手続きの特徴

1. 元朝の貿易政策の特徴

「皇朝江南を平定し、幅員既に広し。是において泉州・上海・敢浦・温州・慶元・廣東・杭州鄰海諸郡、遠夷蕃民と往復し、互に舶貨を易える。宋制に因るに細物は十分にして一を取り、麁物は十五にして一を取る。市舶官を以てこれをつかさどる。その発舶、その回帆、必ずその至る所の地を著し、その博する所の物を驗め、給するに公文を以てす。これがため日を期し、入る所の貨、嘗て百を以て計る。その法至って詳密なり。或者は以て中國無用の貨を損じ、遠方難制の物に易える。説を為すに異らず、それ國家の声教綏懐、無遠不及の効、いづくんぞまさに宝たる所の者を知ると謂うべきか。」(元文類卷40経世大典序錄)

元朝政府は、揚子江以南の南宋政権の制圧を成し遂げた至元14年(1277)に、市舶司制度の整備を行なった。しかし元朝の貿易政策は、自由化、貿易統制、貿易禁止のパターンを政情の推移とともに次つぎと繰り返し、そのため、貿易管理機構は極めて複雑で、かつ業務内容も行政運用上はっきり権限関係がつけにくくなつた時期もあった。この事情は、別稿でふれたがあるので、今回は貿易政策の変革に当たつての、各段階ごとの特徴を概観し、あわせて貿易管理手続きを泉州・廣東両港との係りをもたせながら検討することを主なる課題としたい。

第1期は、元朝が南宋の拠点であった揚子江以南、つまり江南地方を攻略するまでの期間に当たり、元朝側では貿易管理体制はまだできあがっていないが、南

宋側の政権が安定していた間は、宋の市舶司の機能は働いていたとみられ、元朝側ではなお南海方面との通交は成立していなかった。これが至元14年以前の事情である。いわば貿易管理の未熟の時期である。

第2期は、至元14年4月以後から幕が開かれるのであるが、同年3月乙未、福建の漳（州）及び泉（州）の2郡で、蒲寿庚・印徳鎮・李珪・李公慶らの守将が降服し、3月壬寅、広東も城を開け渡してきた。蒲寿庚はアラビア商人の裔で、降服直前には南宋政府の福建安撫沿海都制置使提挙市舶であったから、市舶司設置と同時に福建（泉州）と広東の両港の管理業務を継承したものと察せられる。泉州市舶司は忙古台が管領した（元史食貨志市舶）とあるが、実権は蒲寿庚の手にあったとみられる。同時に慶元、上海、敢浦にも市舶司が置かれ、

- (1) 每年船商を招集し、蕃邦において珠翠、香貨等物を博易し、
- (2) 次年の回帆に及び、例により抽解する、
- (3) 煎塩徵課の事を領する（元史百官志7）の業務を担当した。元朝自らが宋時代の市舶司制度を踏襲したうえで、塩課（塩専売事業の収入）を所管し、輸入品にのみ市舶税を課税していたいわば自由往来の時期で、これは至元22年（1285）まで続く。

この時期は通商振興が図られるが、日本遠征の事業が平行して進められており、このからみで積極的には対象地域を拡大していくことができない時期でもあった。

至元15年（1278）8月辛巳、福建行中書省の唆都、蒲寿庚らに詔勅が下され、「諸蕃國の東南島嶼に列居する者は、皆慕義の心あり。蕃舶に因り諸人に朕意を宣布すべし。誠に能く來朝すれば朕將にこれを寵礼し、その往来互市各欲する所に従うべし。」と対外通商の正式認可を表明し、日本に対しても融和策として同年11月丁未、沿海の官司、主に慶元、上海、敢浦の市舶司に向けて詔諭し、日本国人に通じ市舶せよと令じている。

元朝の通商認可の意図は対等互恵の立場ではなく、むしろ国威に従わしめ隸属関係に立たしめるところにあった。「互市」とは、互に交易しあうことであるとはいへ、その実態は朝貢を促し、臣僚の礼をとらせるにあった。

蒲寿庚は元来市舶の利益を恣にしたいとの欲望があったから、通商地域の拡大には積極的であった。至元16年（1279）5月辛亥、「蒲寿庚、詔を下して海外諸蕃を招せんことを請う。允^{ゆる}されず。」と皇帝は一率に交易先を拡大することには賛成しなかった。桑原隙蔵博士は、この招諭不認可の理由は、世祖皇帝が唆都・蒲寿庚らが外国貿易の利益を専横するのを恐れ、かつ朝廷がその独占に当ろうとした意図に基づくものとみているが^[1]、招諭政策の本質は宗主国と隸従国との関係を樹立せしめ、隸属しない国に対しては、武力をもって制圧することが予定されるものである。したがって招諭の対象地域を拡げることは、侵略戦争の戦線を拡大することと同じと考えられ、泉州その他で建造されるべき戦船の竣工がはかばかしくなかったことや、国内での反乱が起きていたことなどが、遠距離にある国々への働きかけを一層躊躇させたとみるべきで、その最大の原因は日本招諭がうまくいっていないことにあったとみた方がよいと思われる。

確かに江南地方の平定は一段階したが、至元5年（1268）に対日招諭要求の使臣を排斥されて以来、至元11年（1274、文永11）の九州侵攻作戦の失敗を経て、元朝側では、東海の1小国に再三徹底的な制圧戦を仕掛ける準備を重ね、江南地方の鎮圧はその出撃の機会を与えたものであった。この対日関係を抜きにしては至元14年以後の数年間の招諭政策、もしくは通商政策の推移を正しく解釈できないのではないかと思われる。元朝内部でも、日本侵攻の準備は人民に戦費や労務提供で過重な負担が加えられ、矛盾は大きくなっていた。大陸西南地方の平定作戦は続けられていたが、至元16年の時期に占城、馬八兒（以上5月甲辰）、交趾（7月丁巳）、八番羅氏（7月癸酉）、安南（11月壬子）、闊婆（12月丁酉）等の諸国から中国へ使臣が貢物をもって来朝し、あるいは元朝側から朝貢を促すなどの処置はとられた。この年の暮12月丙申、枢密・翰林両院に対し勅命で中書省並びに唆都を加え、海外の諸国を招收せしめる案件で集議させ、詔書を作成して海内外の諸国王に送ることにした。至元17年（1280）1月に緬国征討の軍を起こし、8月丁丑、唆都は三仏斎ほか8か国の招諭を請うたのに対し、世祖皇帝はこれを認めようとはしなかった。日本征討の準備に大童であったからであるが、同年11月己亥に至って、爪哇に対する招諭だけは裁可された。ただしこの爪哇招諭も至

25年（1288）に至って、はじめて最大規模の海外軍事行動となって展開される。

翌至元18年（1281）8月、第2次日本征討に進撃した蒙古・朝鮮の連合軍は、またまた台風による大損害を蒙ってしまった。しかし元朝はこれを武力による敗戦とはみなさなかったから、引き続き日本遠征計画は練られ、これに応じ造船、武器兵糧の徵発が行われた。江商地方の農民、商人らの反抗は強まらざるをえなかつた⁽²⁾。

第2期における市舶司制度の整備上の特徴は、泉州・福州等から上海・杭州に運ばれてくる海上運送物品について、外貨・内貨の区別を明確にするようになったこと⁽³⁾、及び金銀の輸出禁止を行なったこと⁽⁴⁾、関税定率法に当たる市舶抽分の法を制定し関税率の定率を設けたこと⁽⁵⁾などが挙げられる。

第3期は、至元22年（1285）より至元31年（1294）に至る凡そ9年間で、盧世榮建議による市舶都轉運司あるいは市舶提挙司制度の採用に始まる貿易統制の時期である。この時期には中国側からの輸出は、市舶提挙司の選んだ船商だけしか行なえず、他の中国系の船戸、商人は国外では活動できず、海外諸国商人の来航を待つことになったものである⁽⁶⁾。輸出禁止となつたものに、至元23年（1286）の銅錢⁽⁷⁾、至元25年（1288）の米糧⁽⁸⁾がある。

さらに至元29年（1292）に、市舶税抽解（関税納税）後、内貨となつた貨物に對して、至元17年に定めた「隻抽单抽分例」を改訂し、「抽分之数及漏税法」を制定して、商税に相当する内国取引税の税率を改めた。しかしこれは翌年の至元30年（1293）の「市舶則法」⁽⁹⁾の整備により吸収されるとともに、市舶法制の元朝で初めての体系化が行なわれる画期的な段階を迎へ、それとともに貿易統制の内容は、貿易自由化に近づくようになるのである⁽¹⁰⁾。至元30年（1293）海北海南博易提挙司を設置し、過渡的に市舶司例に従つた課税体制をとることになった。

第4期は、盧世榮の提案した国による貿易への介入策が破綻し、宋代の市舶制度に準拠した貿易管理が行なわれる時期で、世祖が至元31年正月に没し、後を継いだ成宗は、貿易は一定の秩序の中での自由化をすると宣言した。これは海北海南博易提挙司が廃された同年11月甲子前後のことと思われる。貿易を自由化した

その理由は、成宗が貿易収入は国家財政の中で極重要な部分を占めるとは考えていなかったという意味で、世祖期の盧世榮の献策により、むしろ貿易の国家介入や官民合弁事業方式が行省、行泉州司、市舶司等官側の民間癒着を深め、貿易管理行政の混乱を招いたにすぎなかった¹⁰ という反省に立っているものといえる。

第4期は成宗の崩する大徳10年（1306）まで続く。この間、元貞元年（1295）4月壬戌、行省並びに行泉州司が市舶司の抽解すべき船貨、すなわち市舶税を徵収すること、及び珍貨細貨を隠匿することを厳禁し、同2年（1296）には、馬八兒、唄哺梵（Jipofan）、答刺亦納（Talaiyueh）3か国との細貨の交易を禁じて いる。この細貨とは、真珠、宝石の類であったとみられ、隠匿された細貨は、政府要人の斡旋で、斡脱商人から朝廷に献上されるという形で、実状は強請買上げを求めてくるということになっていた。成宗が官民合弁事業を廃したという反動が姿を変えて、斡脱商人の国家財政への喰い込みとなってきた時期でもあり、この取引を「中壳宝物」、このように活躍する斡脱商人を「中宝之人」と称している。

第5期は、大徳11年（1307）から延祐元年（1314）の第2次の貿易禁止期である。成宗に代わり、武宗が在位した時期と一致し、財政政策としては、国家財政の収支不均衡の状況が一段と顕在化してきたため、至大鈔の発行によるデノミネーションの実施、諸王・駙馬・臣僚に対する賜与の禁止、建城建寺、土木工事の抑制など緊縮方針をもって臨んだ時期でもあった。奢侈品の交易は表面上は禁止された。

至大元年（1308）、泉州院を再び設置し、市舶司の整治を図り、翌年2月癸亥には、行泉州院を廃して市舶司業務は行省（地方機関、ここでは江西行中書省、江浙行中書省に当たる）に委ねられた。行泉州院は前年の至大元年11月には、単に宝貨の管理業務のみとされ、あまっさえ宝貨を私献、中壳することを厳禁しているので存在の理由がなくなってきたためである。この時期に仁宗朝で活躍する財政家鉄木迭兒が登場する。彼は成宗の大徳年間に宣徽院という官廷財産の管理業務に就き、大徳11年（1302）から江西行省平章政事となっていた。ちょうど市舶司業務を行省が引継ぐ時期の長官に当たっていたわけである。

第6期は仁宗朝の前期で、鉄木迭兒が中央政府の宰相として辣腕を振る。その一つが貿易の官民合弁事業の復活の主張である。

「往時は富民諸蕃に往き、商販して率ね厚利を得る。商する者益ます衆し。中國の物は軽く蕃貨は反って重し、今請うらくは、江浙（行省）右丞曹立をもってその事を領せしめ、舟十綱（隻）を給し、もって往かしめ、帰れば則ち制の如く税を征す。私往するものはその貨を没す。」¹³と彼は奏請した。これとともに、至大4年（1311）6月丙寅、泉府司が諸商販に与えた通商許可書である「靈書」を回収させた。この後、延祐元年（1314）7月19日の市舶新法の制定をみることになる。市舶新法の思想は、中書省から「在前に市舶を設立して番に下って博易したのは、國を制することを図るに非ず、本はもって民に便するなり。比¹⁴ろ聞くに禁止して以来、香貨・薬物は銷用して漸く少く、価値が陟¹⁵増して民用が闕乏す。開禁せんことを乞う。」といってきたことを受けて、これを認めるに同時に廣東・泉州・慶元に再び市舶提挙司を立て、杭州には市舶庫を旧制によって設け、市舶公事を専管させる、行省が監督するというもので、この思想に基づいて、至元30年（1293）の市舶則法23条の大宗を継承した新法22条が制定された。鉄木迭兒の主張は官民合弁事業であるのに対し、新法の趣旨は、むしろ民間の自由貿易であって、この妥協点は新法第2条の抽分則例の市舶税の引上げにあるように見受けられる。従来の則法では細貨10分の1、粗貨15分の1であったものが、新法では各ぞれ10分の2、15分の2と改められたことである。鉄木迭兒は、國の財務の強化安定を主張したのに対し、新法は民の便を強調しているところに論点の相違がみられる。鉄木迭兒が江浙行省右丞曹立に行わしめた官民合弁事業も本質は特権商人の利益保護で、物価を踊騰させたにすぎないとなれば、短年で改められなければならなかつたであろう。元史食貨志市舶の延祐元年の記事は、通制条格市舶の記事と一致しないことを指摘しておきたい。鉄木迭兒は他にも銅、塩等の強制買上げ、江南地方の田地調査による増税策などを建議するが、ほとんどが実効を挙げ得ないで、引退する破目となる。正に仁宗後期は新法施行期といえよう。

第7期は貿易禁止の時期である。これは英宗の初期に当たる。延祐7年（1320）に海外へ通商に赴く者が、糸・金銀・細物をもって外国で交易することが甚しくな

っている点が問題となったのか、市舶提挙司をも廃止してしまうという措置が採られる、4月己巳に「市舶司を罷め、賈人の蕃に下るを禁ず」とみえている。さらに同年5月辛卯、広東に使を送って外国品の強制買上げを行なっている。ところが、全面禁止は永く続ける訳には行かない事情にあるから、至治2年（1322）3月丙戌には、泉州・慶元・広東3路に市舶提挙司を再び設けた。特に金銀・子女・糸・綿の輸出を厳禁したことは、いかにこれらの品目が海外で珍重されていたか、また中国側では不要の物のみ輸出させたいと考えていたにもかかわらず、国内の使用統制品であった金・銀まで大量に流出するに至ったことは、通貨政策や流通経済に深刻な影響を与えてきていたことを表わすものといえよう。

元朝は、金銀の海外流出を禁ずることについては特段の関心をもっており、至元19年（1282）、耿仁左丞の言に従って、鈔（紙幣）を銅錢に易え、市舶司には錢をもって海外の金珠貨物に易えさせ、舶戸の通販を認める措置をとっていた。あるいは至元20年10月、忙古台のいうところによれば、舶商は皆金銀をもって香木に易えているので、命を下して禁止し、鉄の輸出は自由とした。成宗も元貞2年（1296）8月丁酉、舶商が金銀を海外へ持ち出すことを禁令している。こうした事情が、40年以上も前から繰り返し問題となりながら、金・銀が交換機能、退蔵機能があるが故に交易で重視されざるを得ないことは、金・銀の生産、取得に特別の対策を元朝が講じなければならない立場に置かれたともいえるであろう⁴⁴。第8期は、至治2年3月以後、後至元27年（1367）の元朝滅亡までで、比較的に制度としての市舶司の整備が行われており、史料上この時期の市舶司の任免の経過は、時期に中断なく跡づけられている⁴⁵。ただし戦乱の元朝末期は、貿易どころではなかったとはいえるであろう。

2. 貿易管理手続きの特徴

元朝の開港都市で主要な港は、泉州、広東、慶元であり、市舶司の再三の改廢にもかかわらず、この3港には必ず市舶司が置かれることがみても明らかである。泉州は唐代には武榮州と呼ばれ、後に泉州と改められたが、すでにこの頃よりアラビア商人の来航があり、五代には王氏閩国の治下に入り、さらに留従勅がこ

こを都として独立を図り、外国貿易を精励し、北宋元祐8年（1087）には市舶司が置かれた。南宋末景炎元年（至元13年、1276）12月、蒲寿庚が防守していた泉州城は元軍に下り、翌14年行宣慰司兼征南元帥府事が設けられ、市舶司はこの年忙古台の下に設置され、開港した。さらに15年宣慰司が行中書省と改まって、泉州路總管府が置かれた。その後泉州は行省となったこともあるが、江西行省下の主要都市として晉江（泉州路倚郭）、南安、徳安、同安、永春、安溪、徳化の7県を治め、人口45万5,000余、戸数8万9,000余と元史地理志にみえている。アラビア人の居住は残存する墓碑からは13世紀頃まで遡りうる¹⁶。彼らは泉州城外晉江河岸近くに都市区をもち¹⁷、3坐の大きな教会堂を擁し、またフォンダコ（旅館兼倉庫）¹⁸をもっていた。イスラム教徒はシャイフ（長官）、カーディ（法官）を選出していたとされる。キリスト教徒も独自の世界を営んでいたとみられ、西域人でも政務に就き、高位に昇格している事例は枚挙にいとまがない。

広東は、貿易港としてはすでに漢代以前に西欧に知られており、唐代には嶺南五府節度使、五管経略使の治所となり、南海郡とも広州とも称された。市舶司は唐代の広東に淵源をもち、宋代には開寶4年（971）に改めて市舶司は設けられた。元朝における広東の最終的な平定は至元15年（1278）であるが、13年（1276）に一旦落城した際、統治機構の整備が行われ、宋の旧制による塩課提挙司が設けられ、実状に従い塩課を弁じたとみえている。市舶司の設置は明らかではないが至元23年（1286）に至って広東塩司と市舶提挙司とを合併し、広東塩課市舶提挙司としたとあるので、至元15年頃に市舶司を置き、正式開港となったものと推定される。15年には広東宣慰司、広東總管府が置かれ、番禺、南海両県を路治城内の倚郭とし、東莞、增城、香山、新会、清遠の7県、賀州1州を統べ、人口102万1,000余、戸数17万余、江西行省下では沿海随一大都市であり、外人居住区は城外西南1里、市舶亭海山樓の上流地点にあったろうと桑原博士は指摘している¹⁹。居住区には、寺院、ホスピツ（Hospiz、旅館）、パザール（市場）があったとイブン・バツータも記している。

さて貿易管理の実態は、各期により異なることは前節において述べたところであるが、基本法制を、①至元20年の抽分法、②至元29年11月の抽分数漏税法、③至

元30年の市舶則法、④延祐元年の市舶新法に基づき、略説する。

1) 貿易禁制品 特に輸出禁止品目

金・銀・銅錢・鉄貨・男子婦女人口・馬疋²⁰・糸綿・段疋・銷金・綾羅・米糧²¹・軍器²²

2) 抽分 すなわち市舶税率

至元14年時未詳。至元17年時、蕃貨（外貨）は双抽（市舶税と内国取引税もしくは船税）、土貨（内貨）は单抽（内国取引税もしくは船税）とし、市舶税は粗貨15分の1、細貨10分の1。至元20年時、細貨10分の1、粗貨10分の5²³、至元29年時、内国取引税として細貨25分の1、粗貨30分の1。至元30年時、市舶税は粗貨15分の1、細貨10分の1、内国取引税30分の1、延祐元年時、粗貨15分の2、細貨10分の2。船税は30分の1、納税は物納。

3) 漏税 すなわち密輸入

密輸入品は官に没し、犯人は体刑、共犯の官吏は免職とする。

4) 行省・宣慰司・市舶司・下蕃の使臣らの貿易介入の禁止

5) 通商許可状の発行と記載要件

本船には公驗、帶同する柴水船には公憑を発行し、仕向地、財主、直庫、梢工、雜事、部領、碇手、作伴等の乗組員名簿、船舶の仕様（力勝、檣高、船面、船身）、購入予定貨物名、積載貨物名と数量、取引の日誌等を記載。

6) 元籍主義 許可状の発給地の市舶司において入出港並びに徵税を行う

7) 貿易船運営における連帶保証制度

許可状受給には舶牙人、物力戸の保証を要し、甲を組ませて、連帶連坐制とする。乗組員についても、保を組み、連帶責任をとらせる。

8) 市舶抽解物貨の処分

杭州の市舶庫へ送納すべき黃細の物貨を除き、官側関係者が価格を算定のうえ、一般に販売し、鈔として中央政府へ納める。

9) 市舶司への乗組員名簿、積荷目録の届出と検印の受領

10) 市舶司の入出港時の本船乗船検査

11) 航海用の軍器及び銅羅等の銅製品の届出及び停泊中の官庫における保管

- 注 (1) 桑原隙蔵「唐宋時代に於けるアラブ人の支那通商の概況殊に宋末の提挙市舶西城人蒲寿庚の事蹟」(昭和10年, 岩波書店) p. 201.
- (2) 旗田巍「元寇一蒙古帝国の内部事情」(昭和40年, 中央公論社) p. 248. 以下。
- (3) 元典章卷22戸部 8市舶, 「泉福物貨單抽分」, 元史食貨志 2市舶, 至元17年2月20日, 行中書省奏呈, 上海市舶司招諭提控王楠状告, 凡有客船自泉・福等郡短販土販吉布・條鉄等貨物, 到船抽分却非番貨, 蒙官司照元文憑番貨體例双抽為此, 客少參詳吉布, 條鉄等貨即係本處土產物貨, 若依番貨例双抽, 似乎太重, 客旅生受今後與販泉・福物貨依數單抽, 乞明降省府准呈, 合下仰照驗施行。
- (4) 元史食貨志 2市舶, (至元20年) 10月, 忙古台言, 舶商皆以金銀易香木, 於是下令禁之。
- (5) 元史世祖本紀, 至元20年6月庚寅の条及び元史食貨志 2市舶の至元20年の条。
- (6) 摘稿「元朝港湾政策史研究序説」(日本港湾經濟学会年報 No.13. 1975) 参照。
- (7) 元史食貨志 2市舶, 至元23年禁海外博易者, 母用銅錢。
- (8) 元史食貨志 2市舶, 至元25年の条。
- (9) 元典章卷22戸部 8市舶「市舶則法23条」。
- (10) 元史食貨志 2市舶, 至元31年, 成宗詔有司勿拘海舶, 聽其自便。
- (11) 元史成宗本紀元貞2年11月己巳の条に兀都帶等進訖大宗・憲宗・世祖実錄。
帝曰, 『……亦思馬因泉府司皆小事, 何足書耶』とみえ, 市舶稅收を管掌した泉府司(本来は官宦の財務官)の役割を重じていない点が注目される。
- (12) 元史列伝卷62張珪伝, 泰定元年6月……議曰……中壳宝物, 世祖時不聞其事, 自成宗來始有此弊・分珠寸石售直數万, 當時民懷憤怨, 台察交言, 且所酬之鈔率天下生民膏血鎰銖取之。……和買大抵皆時貴与斡脫中宝え人妄称呈獻冒給回賜, 高其直且十倍, 蠶蠹國財暗行分用, 如沙不丁之徒, 頃以增恤中寶事敗具存吏牘, 陛下即位之初首, 知具弊下令禁止, 天下欣幸。臣等比聞, 中書乃複奏給累朝未酬宝価四十余万銖, 較具元直利已數倍, 有事經年達者三十余万銖, 復令給以市舶番貨計今天下所徵包銀差發歲入止十一萬銖, 已是四年徵入之數, 比以經費弗足, 緊急於科徵, 臣等議番舶の貨宜以資國用紓民, 宝価請俟國用饒給之日, 議之。
元史晉宗本紀泰定4年正月庚戌の条, 御史李鈞言『西商鬻寶, 動以數十萬銖, 今水旱民貧, 請節其費。』不報, とあって, 中壳宝物の弊害は一向に取まらなかったことがわかる。なお大元通制条格卷78中宝, 元典草卷2聖政1止貢獻は宝合丁, 乞兒八答が盜品を官に売りつけた事件に関連して, 至大4年, 中壳禁止の勅命を出したものである。
- (13) 元史列伝卷92鐵木迭兒伝。
- (14) 日本征討に世祖が深い関心を寄せたのは, 一つには日本の産金能力を高く評価していたのではないかと思われる。
- (15) 弘治八閩通志卷30秩官鎮守, 諸司付市舶提挙司には, 提挙, 同提挙, 副提挙, 知事, 提控, 照磨の名簿があり, 泉州市舶司の至元, 大徳, 至大, 延祐, 至治, 至正の時期の設置を裏付けている。
- (16) 佐口透編「モンゴル帝国と西洋」(昭和45年, 平凡社) p. 326. 以下, 同書卷末文献リストに泉州関係の論著が多数載せられている。
- (17) 泉州の市舶司施設は, 弘治八閩通志卷73官室によれば, 天風海雲樓, 在府城東北

三十六都海岸，宋季，蒲寿庚建以望海舶，後廢。とあり，卷80古蹟，泉州府の項に，市舶提挙司，在府治南水仙門内旧市舶務趾，宋元祐初置後廢，崇寧初復置，高宗時亦罷，而復置。元季廢置不一。國朝洪武間仍置。成化八年移置福州。清芬亭と称したとみえ，さらに市舶務，在府城南鎮門外，元改為雜造局とあって，宋の市舶務と元の市舶司の官衛施設の位置に異動があることが知られる。從って外國商人たちの居住区も異動があったとみてよい。

- (18) Fondaco については，山口正太郎「伊太利社会経済史」（昭和8年，章華社）p. 153～169. において中世ペネチアの Fonbaco del Tedeschi の紹介をされて いる。外国貿易商人の外地における重要な拠点である。
- (19) 桑原蔵蔵「前掲書」p. 45～61. 泉州，廣州の外国人居留地及びその処遇状況が詳述されている。
- (20) 元典章卷57刑部19
〔禁下蕃人口等物〕大徳7年（1303）3月，江浙行省照得先准中書省咨，御史台呈行台咨福建廉訪司申，金銀人口弓箭軍器馬疋等物，累次欽奉聖旨禁的不許私販諸番，非不敵切縁有一等，下海使臣并貪之徒，往往違禁，本船事頭稍手人等容隱不首，通同私販番邦，莫名其妙罪賞，庶革前弊，具呈照詳送刑部擬到罪賞事理，仍令廉訪司常加体察，相應都省逐一区處於咨，請依上施行。
1. 下番船隻，先欽奉奏准市舶法則内一疑節該，金銀男子婦女一口並不許下海私販諸番，又一疑，舶商下海問船之際，合令市舶司輪差正官一員於舶岸，開岸之日親行檢視各大小船内，有無違禁之物，如無挾帶，即時放與開洋前去，仍取檢視官結罪文狀，如将来有告發，或因事發露，但有違禁之物及因而非理搔擾舶商取受作弊者，檢視官並行斷罪，廉訪司臨將体察，欽此，除外体知得一等，不畏公法之人，往往將蒙古人口販入番邦博易，若有違犯者嚴罪，今從下番船隻開洋之際，仰市舶司官用心搜檢，如有將帶蒙古人口，隨即拘留發付所在官司解省。
1. 馬疋，若有私販番邦者，將馬匹給付告人充賞，若搜檢得見馬，與搜檢人，犯人各杖一百七下，市舶司官吏故縱者同罪，罷職不叙。
- (21) 元史食貨志卷43市舶の至元25年の条。
- (22) 元典章卷35兵部2。
〔禁買壳人軍器〕皇帝聖旨，汁梁湖広行中書省，行御史台，宣慰司，廉訪司，軍官每，市舶司官人每根底，城子裏達魯花赤官人根底，但是海島裏有的各處外國裏做買壳去的斡脱每根底，做買壳的每根底，衆百姓根底，宣諭的聖旨，衆官人每，斡脱每，做買壳的每，做自己的面皮待交買壳每行每裏，入去的時，從道裏馬匹弓箭每・箭幹竹子等別軍器四疋，將去到那壁呵交換了衆隻，將著做上位使将来広道，那裏忻都每的頭目每根底說謊，与有今後除咱每賜与將去的之外，說謊与自己的財物役這裏馬匹軍器，不揀誰休將去者，用別財物買要了象隻，那壁忻都每根底休將去者，道了這搬宣諭了呵，海裏馬匹象隻不揀甚麼軍器，將去的人，他的財物要了罪過斷沒者，聖旨俺的鼠兒（至元25年）7月12日，上都有時分寫來。
- (23) 佐藤圭四郎「元代における南海貿易（上）市舶司条令を通して観たる——」（1964年5月『集刊東洋学』）は，元朝の抽分率についての詳密な研究である。ただし，至元20年時抽分則は史料をそのまま素直に読んだ方がよいと思われる。